

国海安第46号
令和4年8月4日

一般社団法人日本船主協会会長 殿
一般社団法人日本旅客船協会会長 殿
一般社団法人日本長距離フェリー協会会長 殿
一般社団法人日本外航客船協会会長 殿
一般社団法人日本船長協会会長 殿
日本内航海運組合総連合会会長 殿
外国船舶協会会長 殿
日本水先人会連合会会長 殿
外航船舶代理店業協会会長 殿
日本シップブローカーズ協会理事長 殿
日本船舶代理店協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

走錨事故の防止について（注意喚起）

近年、台風により錨泊中の船舶が流され（走錨）、他船や陸上施設との衝突や座礁など、走錨が原因とみられる事故が発生しております。

今後も台風が発生することが見込まれ、特に例年9月から10月にかけては大型台風の影響により走錨による事故が発生していることから、改めて台風等の荒天時における安全対策として、下記にご留意いただくよう貴団体傘下事業者等に対して周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 気象・海象の情報を的確に入手し、また、海上空港（連絡橋）など重要施設の周辺海域に設定された投錨泊禁止区域等（以下の海上保安庁のホームページを参照）を踏まえ、湾外の安全な海域への避難を行う、又は、湾内における適切な錨泊地を選定すること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/taiousaku.html>

2. 予想される風速、風向等の気象・海象状況、海域及び底質に応じて、安全な錨鎖の伸出等適切な措置を講じる他、海上交通安全法等に基づき、特に勢力の大きな台風が東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海を直撃すると予想される場合、海上保安庁より、一定の大型船に対し、台風直撃のおよそ2日前に、湾外など安全な海域に避難するよう勧告がなされることを踏まえ、海上保安庁からの指示に基づき、湾外への退去、入湾の回避、一定海域からの退去等、適切な措置を講じること。【別添1】

3. 錨泊中における当直体制を適切に維持し、自船の位置把握等に努めること。

4. 気象・海象の状況により走錨等の非常事態が想定される場合には、直ちに機関を使用できる状態（機関準備）に維持しておくこと。

5. 「走錨事故防止ガイドライン」（国土交通省海事局及び海上保安庁【別添2及び別添3】及び以下の海上保安庁ホームページに掲載されている走錨事故防止ポータルサイトに記載された内容を参考に適切な措置を講じること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>

6. 船員が錨泊検討地点における自船の走錨リスク（走錨の可能性）を判定し、リスクに応じた走錨事故防止対策（錨泊地／錨泊方法の変更等）の実施を支援する「走錨リスク判定システム」の活用を検討すること。【別添4】

<ダウンロード・利用サイト>

○PC 版：<https://www.nmri.go.jp/ikaring/index.html>

○WEB アプリ 版：<https://cloud.nmri.go.jp/apps/ikaring/>